令和８年（フ）第２５３号
群馬県伊勢崎市茂呂町一丁目488番地５
債務者　萩原実咲（旧姓小嶋）
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８２号
群馬県前橋市西片貝町四丁目17番地３　高橋パレス　Ａ－201号、旧住所群馬県高崎市菅谷町598番地１　第一菅谷タウンハイツ201号
債務者　木村　靖男
１　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５３１号
さいたま市西区西大宮３丁目44番地２　Ｄｕｏ清河寺Ⅱ201号室
債務者　塚田　望美（旧姓岩佐）
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５３７号
埼玉県川口市柳崎５丁目１番51号　ティーエスハウス104号
債務者　宮城　造二
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２５２号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目171番地１　プティヴィラージュⅦ－102
債務者　奥田　功星
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２５３号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目171番地１　プティヴィラージュⅦ－102
債務者　奥田　彩乃（旧姓東）
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
埼玉県春日部市牛島1563番地１　ステーションハイツベルＡ201
債務者　清水　　愛
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４８号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目25番地15　グランディール202号室
債務者　蓮見　大輝
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５４３号
埼玉県三郷市谷口128番地１　キングキャッスル202
債務者　菊池　拓哉
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６５７号
埼玉県坂戸市本町13番27号　ソフィア坂戸ラフィーネ506号室
債務者　厚川　亜美（旧姓矢田）
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保327番地22　エトワールセキノⅡ207号、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3949番地１　ジュネスⅡ101号
債務者　菅野　裕介
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１６号
埼玉県秩父市大畑町４番45号　市営住宅大畑北団地Ｂ－404号
債務者　岩崎千恵子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第３０６号
相模原市南区鵜野森３丁目17番15号　ドリームハイツオカモト102
債務者　高沢　文子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３０７号
相模原市南区鵜野森３丁目17番15号　ドリームハイツオカモト102
債務者　高沢　久子
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４４号
神奈川県座間市立野台３丁目６番11－204号　ハイム立野
債務者　齊藤　絵夢
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６０号
相模原市緑区二本松２丁目13番18号
債務者　渡辺　　仁
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６３号
相模原市中央区千代田５丁目12番４号　メゾン千代田202号
債務者　薄井　一成
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部